

第 号
年 月 日

様

知名町長 印

年度 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 補助金額 金 円

2 交付条件等

(1) 交付条件

年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。ただしやむをえない理由により事業を完了することが出来ない場合において、あらかじめ町長に届け出て、その承認をうけたときはこの限りではない。

(2) 承認事項等

次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ町長に届け出て、その承認を受けなければならない。

- ① 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- ② 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由、その他必要な事項を町長に報告し、その指示をうけなければならない。

(3) 状況報告

補助事業の遂行の状況に関し、町長の要求があったときは、直ちに町長に報告しなければならない。

(4) 実績報告

補助金にかかる事業が完了したときは、一箇月以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければならない。

(5) 補助金の確定通知

町長は、前項の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し通知するものとする。

(6) 補助金の交付

補助金は、全号の規定により補助金の確定後、速やかにその全額を交付する。